

岩手県の温泉行政

岩手県環境保健部自然保護課

佐藤英輔

Eisuke SATOH

Administral View on the Hot Spa in Iwate Prefecture

本県は、十和田八幡平国立公園，陸中海岸国立公園を中心に，優れた自然景観や数多くの温泉郷などの抱負な観光資源に恵まれており，また，四国4県に匹敵する広大な県土を有している。

「三日月の丸くなるまで南部領」とは，南部藩の頃，この広いお国を一言で言い表した形容である。

岩手はまた山国で，県土の三分の二は準平原で有名な北上山地で占められ，その西側北上川を隔てて南北に奥羽山脈が延びており，秋田県との境になっている。

奥羽山脈は，若くて険しい火山からできており，八幡平，岩手山，和賀岳，栗駒山などの高い山々があり，その山ふところには数多くの温泉が湧いている。

温泉は，古来保健休養上貴重な天与の資源として利用されてきた。ことのほか温泉好きの日本人は，自然療法の場として，奈良時代から温泉を利用してきたと言われている。

近年，個人所得の向上，自由時間の拡大，価値観の多様化，生活意識の変化等に伴い，国民の観光レクリエーションの形態は，多様化かつ個性化してきている。

これら社会的背景の変化は，温泉利用にも様々な影響を与えている。従来，ともすれば歓楽街的利用あるいは湯治場の利用にだけ向けられていた温泉利用も，最近では，国民の健康意識への高まりとともに，健康を考える場として，より一層の保健的利用の促進が叫ばれている。

一方，最近のリゾートブームは，本県もその例にもれず，民間企業によるゴルフ場，スキー場等の進出計画が各地で話題となっている。無秩序な開発による良好な自然環境への影響，農薬による生活環境への影響，特定地域への開発の集中などが懸念され，開発行為に対する県民の関心も日に日に高まってきている。

県としても，無秩序な開発を防止し，総合的かつ計画的な開発の誘導に努め，県土の適正な土地利用を図るため，先頃，ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱を策定施行したところである。

本県の人口は，平成元年10月1日現在で141万6千人であり，このうち65歳以上の老年人口は約14%を占め，急速に高齢化が進んでいる。また，若年層の県外転出，都市部への集中などにより，町村部では過疎化が深刻になっている。

本県にとって，ゴルフ場等リゾート開発は，地域の活性化を図り，地域を振興するうえで有効な方策のひとつとして期待するところが大きく，その一画として温泉開発も盛んになってきている。

本県におけるリゾート開発については、既に「さんりく・リアス・リゾート構想」が、総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法に基づき国の承認を受け、その整備を進めているところである。

また、栗駒地域については、民間企業によるゴルフ場等進出計画及びその動向には著しいものがあるが、リゾート法に基づく国の承認は、当面一県一地域とされている。県では秩序あるリゾート整備を進めるため、同法に準じた県版リゾートとして「須川・焼石山麓リゾート構想」を策定し、市町村と一体となって、民間活力の積極的な導入を促進しながら、地域主導型による計画的な開発を進めている。

構想地域は、湯田町から花泉町にいたる11市町村、17万5千haに及び、その中に八つの重点整備地区を設けている。また、構想の基本的理念の第一に「スポーツ施設と温泉施設を中心にした健康型リゾートの整備」をあげており、温泉に頼るところは大きいものとなっている。特に、湯田町湯田の郷地区は、「お湯〜とびありリゾート」として、クアハウス、温泉運動浴プールなどをメイン施設として整備することとしている。また、和賀町駒ヶ岳の郷地区は、「草原・出湯リゾート」として、夏油温泉の秘湯・出湯の雰囲気を中心に整備を進めることとしているなど、温泉の存在なくしては、その構想進展は望めないものとなっている。

ともあれ、これらリゾート開発に当たっては、全県庁的な判断、取組の下に適切な指導働きかけを行っていくことが重要であり、自然保護課としても、温泉の保護、利用促進の観点から、あるいは、自然環境保全推進上の立場から、積極的に参画していかなければならない。

ここで本県の現況についてみると、平成2年3月31日現在の温泉地数は91ヵ所で、県下62市町村の半数近い29市町村に及んでいる。10年前の昭和55年は49ヵ所であり、実に42ヵ所、86%増加している。

源泉総数は未利用を含め245本で、そのうち利用している源泉は200本、81%となっている。また、昭和55年の165本に比べ、80本、約5割増えており、年々急速に増加している。

利用源泉200本のうち、自噴泉は119本(60%)、動力泉81本(40%)となっており、全国平均に比べ自噴泉の割合が非常に高くなっているが、年々自噴泉が減少傾向にある。(昭和55年自噴泉66%)

温度別源泉数は、25℃未満のものが23本(9%)、25℃から42℃未満のものが50本(21%)、42℃以上のものが172本(70%)となっており、全国的な傾向とは逆に高温度の温泉が漸増している。(昭和55年~25℃23%、25~42℃12%、42℃~65%)

湧出量133,083 l/分で、昭和55年の23,291 l/分に比べ極端に増加しているが、これは地熱発電利用の促進による影響で、浴用・飲用用は41,356 l/分となっている。

本県の主要温泉のほとんどが奥羽山脈の山裾に偏在し、県土の広さに比べ北上山地など温泉未開発地域が数多くある。限りあるこの貴重な地下資源を適正に保護し、有効な活用を図るとともに、温泉開発の促進はリゾート開発の拠点として、引いては県勢発展のためにも極めて重要な課題である。

先に述べたように、温泉の利用は本県においても年々増加するとともに、その経営、利用両面での個性化の進展がみられる。

例えば、温泉付別荘、バンガロー、分譲マンションの開発、クアハウス的な保健利用施設の増加、市町村等地方公共団体による温泉開発への介入などなど、「リゾートブーム」、「ふるさと創生」等温泉開発、温泉を利用した様々な計画が目白押しである。

また、近頃の女性の社会進出の拡大を反映し、女風呂が男風呂より広く、「女性優遇」を歌い文句にした温泉旅館の出現など、温泉が新聞紙上を賑わす機会が目立って多くなってきている。

温泉の多目的利用の最たるものは、地熱熱水の利用であろう。ご承知のとおり昭和41年10月、我が国初の本格的な商業発電を目的として松川地熱発電所が出力2万2千キロワットで運転を開始し、我が国の地熱発電は実用化時代を迎えた。さらには、昭和53年5月には葛根田地熱発電所が出力5万キロワットで運転を開始し、平成7年度には出力3万キロワットの2号機の増設運転も予定されている。

地熱は、多目的利用が図れることも特長のひとつである。松川地熱発電所では、発電だけでなく、地熱水を熱交換した70℃の熱水を旅館、別荘などの暖房、浴用にも利用している。

地熱有望地域では、新エネルギー産業技術総合開発促進調査が継続して実施されている。また、通商産業省工業技術院サンシャイン計画の一環として地熱エネルギー可採量増大技術開発プロジェクトが平成元年から5ヵ年計画で開始され、本県松川地区で現地実験が予定されている。

地熱資源は貴重な純国産エネルギーであり、これを早期かつ大規模に開発することは、エネルギーの安定供給に寄与するところが大きであると考えられることから、本県においても、地熱資源開発を積極的に促進しているところである。

また、県としても、地熱熱水の持つエネルギーを地域暖房、施設園芸、工業、養魚等多目的利用に供する可能性を調査するため、昭和55年度から国の委託を受けて、地熱熱水供給事業実証調査を実施している。

しかしながら、この貴重な温泉及び地熱資源も、無秩序、無計画な開発が進められると湯量の減少、あるいは枯渇を招くおそれが多分にあることは、言うをまたないところである。特に、地熱の開発は、既存源泉や周辺環境に多大な影響を与えることも懸念されることから、エネルギー開発という視点のみにとらわれず、慎重な対処が肝心なものと考えている。

本県では、以上のような現況を踏まえつつ、温泉を保護しつつ適正な利用の促進を図るため、次の三本の柱を軸に温泉行政の推進に努めている。

第一の柱は、温泉の保護対策の推進である。平成元年度中の温泉掘削許可は26件、増掘許可は1件、動力装置許可は13件である。これら許可事務の執行に当たっては、書類審査、現地調査により、既存源泉への影響把握に努めているところであり、温泉審議会において、十分な審議を行ううえでも厳正な事前調査が重要である。

また、新たな掘削等による既存源泉への影響等を把握するため、県下の主要13源泉について、年2回5月と10月に湧出量、温度、主要成分等について定点調査を継続実施するとともに、新たに今年度から5ヵ年計画で主要50源泉について、経年変化調査を実施する。

第二の柱は、温泉の適正な利用の促進である。利用許可事務については、保健所に事務委任しているが、平成元年度中の利用許可件数は108件で、いずれも浴用許可である。利用許可時点の審査、指導はもちろんであるが、許可後の監視指導にも努力しているところであり、平成元年度中の温泉利用施設立入り検査数は124施設で、総施設数(312)の約40%について実施している。このうち何らかの改善指導をおこなったものは15施設あり、その内容では、温泉の掲示内容不適当なものが11施設と全体の7割以上となっている。

今後も監視指導を強力に押し進めることとしているが、いたずらに取締りに偏ることなく、営業者に対し公衆衛生知識の普及啓発を図り、もって温泉の社会公共性を自覚せしめるよう、その指導育成に主眼を置いている。

また、本県は、飲用右許可施設が県下に1ヶ所しかなく、その意味では飲用利用後進県である。飲用利用に当たっては、慎重かつ厳正な態度でのぞまなければならないが、保健的利用促進の観点からも飲用利用を促進する必要性を強く感じているものである。

今後は、飲用利用を含め温泉のより一層高次的利用が期待されるところであるが、行政側とし

